

島根県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（平成24年島根県規則第90号関係）

改正後	改正前
<p>島根県環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">〔平成11年10月1日 島根県規則第98号〕</p> <p>目次</p> <p>第1章 〔略〕</p> <p>第2章 〔略〕</p> <p>第3章 〔略〕</p> <p>第4章 評価書（第27条—第31条の2）</p> <p>第5章 〔略〕</p> <p>第6章 〔略〕</p> <p>第7章 〔略〕</p> <p>第8章 〔略〕</p> <p>第9章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p>（方法書の送付）</p> <p>第6条 条例第6条の規定による方法書及び要約書の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>第7条～第9条 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第1章 〔略〕</p> <p>第2章 〔略〕</p> <p>第3章 〔略〕</p> <p>第4章 評価書（第27条—第31条____）</p> <p>第5章 〔略〕</p> <p>第6章 〔略〕</p> <p>第7章 〔略〕</p> <p>第8章 〔略〕</p> <p>第9章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p>（方法書の作成）</p> <p>第4条 条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>（方法書の送付）</p> <p>第6条 条例第6条の規定による方法書_____の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>（方法書についての公告の方法）</p> <p>第7条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 島根県報への掲載</p> <p>(2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。</p> <p>(3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載</p>

第8条 〔略〕

(方法書の縦覧)

第9条 条例第7条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書に係る公表)

第9条の2 条例第7条の規定による方法書に係る公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第9条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会の開催は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の届出)

第9条の4 条例第7条の2第2項の規定による届出は、方法書説明会開催等実施届出書(様式第1号の2)により行うものとする。

2 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会開催の公告の方法

(方法書説明会の開催についての公告)

第9条の5 第7条の規定は、条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。

〔新設〕

2 条例第7条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(事業者の責めに帰することができない事由)

第9条の6 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

〔新設〕

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

第9条の7 条例第7条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

〔新設〕

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 方法書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第7条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

(方法書説明会の開催の報告)

第9条の8 条例第7条の2第5項の規定による報告は、方法書説明会開催等実施状況報告書（様式第1号の3）により行うものとする。

第10条～第12条 〔略〕

（準備書の作成）

第13条 第4条の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。この場合において、第4条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第14条～第16条 〔略〕

（準備書の縦覧）

第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書に係る公表）

第17条の2 第9条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催）

第18条 第9条の3の規定は、条例第16条第1項の準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の届出）

第19条 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による届出は、準備書説明会開催等実施届出書（様式第4号）により行うものとする。

〔新設〕

第10条～第12条 〔略〕

（準備書の作成）

第13条 第4条の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。 _____

第14条～第16条 〔略〕

（準備書の縦覧）

第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。 _____

〔新設〕

（ _____ 説明会の開催）

第18条 条例第16条第1項の規定による説明会の開催は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（ _____ 説明会の開催の届出）

第19条 条例第16条第2項 _____ の規定による届出は、 _____ 説明会開催等実施届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 第9条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第9条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催についての公告)

第20条 第7条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。

2 第9条の5第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の5第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第21条 第9条の6の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第9条の6中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の記載事項の周知)

第22条 第9条の7の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の規定による周知について準用する。この場合において、第9条の7第1項中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

2 第7条の規定は、前項において準用する第9条の

2 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会開催の公告の方法

(説明会の開催についての公告)

第20条 第7条の規定は、条例第16条第3項 の規定による公告について準用する。

2 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない理由)

第21条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

第22条 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第7条の規定は、前項第2号

7 第 1 項第 2 号の規定による公告について準用する。

(準備書説明会の開催の報告)

第23条 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項の規定による報告は、準備書説明会開催等実施状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

第24条～第30条 [略]

(評価書の縦覧)

第31条 第9条の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書に係る公表)

第31条の2 第9条の2の規定は、条例第22条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第32条～第39条 [略]

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第40条 [略]

2 [略]

[略]

_____の規定による公告について準用する。

(_____説明会の開催の報告)

第23条 条例第16条第5項 _____の規定による報告は、_____説明会開催等実施状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

第24条～第30条 [略]

(評価書の縦覧)

第31条 第9条の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。_____

[新設]

第32条～第39条 [略]

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第40条 条例第35条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第25条まで(第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

表 [略]

2 条例第35条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第5条から第35条まで(第13条及び第34条第2項第4号を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

第9条第1号及び第4号	事業者	都市計画決定権者	第9条第1号及び第4号	事業者	都市計画決定権者
第9条の2	条例第7条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条	〔新設〕		
第9条の2第1号	事業者	都市計画決定権者	〔新設〕		
第9条の3	条例第7条の2第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項	〔新設〕		
	対象事業	都市計画対象事業			
	事業者	都市計画決定権者			
第9条の4	条例第7条の2第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項	〔新設〕		
第9条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称	〔新設〕		
第9条の4第2項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業	〔新設〕		
第9条の5	条例第7条の2第3項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第3項	〔新設〕		
第9条の5第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる	都市計画決定権者の名称	〔新設〕		

	事務所の所在地)				
第9条の5第2項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業		[新設]	
第9条の6	条例第7条の2第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項		[新設]	
第9条の6第2号	事業者	都市計画決定権者		[新設]	
第9条の7第1項	条例第7条の2第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項		[新設]	
第9条の8	条例第7条の2第5項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第5項		[新設]	
[略]				[略]	
第17条及び17条の2	[略]	[略]		第17条	条例第15条 第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第18条	条例第16条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項		第18条	条例第16条第1項 事業者 都市計画決定権者
	[削除]	[削除]		[略]	
[略]				[略]	
[削除]	[削除]	[削除]		第19条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第19条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第20条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
[削除]	[削除]	[削除]
第20条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第21条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	都市計画決定権者
[削除]	[削除]	[削除]
第22条第1項	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第23条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
[略]	[略]	[略]
第31条及び第31条の2	条例第22条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
[略]		

第19条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第20条	条例第16条第3項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第3項
第20条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第20条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第21条	条例第16条第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
	[新設]	
第21条第2号	事業者	都市計画決定権者
第22条第1項	条例第16条第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
第23条	条例第16条第5項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第5項
[略]	[略]	[略]
第31条	条例第22条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
[略]		

第41条～49条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第3条関係）

事業の種類	要件
1～4 〔略〕	〔略〕
5 〔略〕	1 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事業</u> 2 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業</u>
6～16 〔略〕	〔略〕

別表第2（第27条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1～12 〔略〕	〔略〕	〔略〕
13 <u>別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業</u>	<u>発電所の出力</u> <u>対象事業実施区域の位置</u>	<u>発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。</u> <u>修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</u>
14～24 〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第3（第35条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
〔略〕	〔略〕	〔略〕

第41条～49条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1（第3条関係）

事業の種類	要件
1～4 〔略〕	〔略〕
5 条例別表第5号に掲げる事業	1 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 〔新設〕 2 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 〔新設〕
6～16 〔略〕	〔略〕

別表第2（第27条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1～12 〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔新設〕		
13～23 〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第3（第35条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
〔略〕	〔略〕	〔略〕

		を要しない変更 の要件			を要しない変更 の要件
1～12	〔略〕	〔略〕	1～12	〔略〕	〔略〕
13 別表第1の 5の項の1の (4)又は2の(4) に該当する対 象事業	発電所の出力	発電所の出力が 10パーセント以 上増加しないこ と。	〔新設〕		
	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事 業実施区域から 300メートル以上 離れた区域が新 たに対象事業実 施区域とならな いこと。			
	発電設備の位置	発電設備の位置 が100メートル以 上移動しないこ と。			
14～24	〔略〕	〔略〕	13～23	〔略〕	〔略〕
様式第1号 〔別紙のとおり〕			様式第1号 〔別紙のとおり〕		
様式第1号の2 〔別紙のとおり〕			〔新設〕		
様式第1号の3 〔別紙のとおり〕			〔新設〕		
様式第2号・3号 〔略〕			様式第2号・第3号 〔略〕		
様式第4号 〔別紙のとおり〕			様式第4号 〔別紙のとおり〕		
様式第5号 〔別紙のとおり〕			様式第5号 〔別紙のとおり〕		
様式第6号～13号 〔略〕			様式第6号～13号 〔略〕		